

職発 0411 第 4 号  
平成 23 年 4 月 11 日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う  
雇用促進住宅の取扱の一部改正について

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱については、平成 23 年 3 月 12 日付職発 0312 第 1 号「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱について」及び平成 23 年 3 月 19 日付職発 0319 第 1 号「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱の一部改正について」並びに平成 23 年 3 月 29 日付職発 0329 第 8 号「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱の一部改正について」により対応いただいているところである。

今般、雇用促進住宅に入居されている被災者の駐車場料金の取扱について、被災者の負担軽減を図るため、平成 23 年 3 月 12 日付職発 0312 第 1 号「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱について」を下記のとおり一部改正するので、その取扱につき、上記趣旨をご了知の上、適切な対応をお願いする。

記

記 1 (6) を以下のとおり追加する。

(6) 駐車場料金の取扱

駐車場料金については徴収しないこと。

照会先

職業安定局総務課 松竹・長島・渡邊・重野

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 5729・5661)

直通 : 03-3502-6768

FAX : 03-3502-2606